

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 総務・市民協働部  
 総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 規 則

- 規則第21号 宇治市中小企業低利融資規則の一部を改正する規則……………(産業振興課) ……2
- 規則第25号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則……………(国民健康保険課) ……2

### 告 示

- 告示第68号の2 中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱……………(産業振興課) ……2
- 告示第79号 放置自動車等の保管……………(建設総務課) ……2

### 公 告

- 公告第28号 世界の恒久平和を祈願する「平和の鐘－祈り－」の吹鳴……………(総務課) ……2

### 教 育 委 員 会

- 告示第10号 教育委員会の招集……………2
- 規則第7号 宇治市図書館規則の一部を改正する規則……………3

### 公 営 企 業

- 公告第15号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………3
- 公告第16号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………3
- 公告第17号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………3
- 公告第18号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………3
- 公告第19号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………3

規則

宇治市中小企業低利融資規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年5月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第21号

宇治市中小企業低利融資規則の一部を改正する規則

宇治市中小企業低利融資規則（昭和41年宇治市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に対し」を「、組合及び特定非営利活動法人（以下「事業者」という。）に対し」に改める。

第4条第3号ただし書中「、1企業者」を「、1事業者」に改める。

別記様式第1号中「添付して」を「添えて」に改め、「、財務診断上」を削り、「様」を「宛て」に、「企業名」を「事業者名」に改め、「@」を削る。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「企業者」を「事業者」に、「企業名」を「事業者名」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市中小企業低利融資規則の規定は、この規則の施行の日以後に融資の実行のある者について適用し、同日前に融資の実行のあつた者については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年6月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第25号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年宇治市規則第36号）の一部を次のように改正する。

本則中「、令和4年6月30日」を「、令和4年9月30日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

宇治市告示第68号の2

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和4年5月31日

宇治市長 松村 淳子

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱

中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成16年宇治市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「中小企業」を「中小企業者、組合及び特定非営利活動法人」に改める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の中小企業融資保証料補給金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に融資の実行のある者について適用し、同日前に融資の実行のあつた者については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市告示第79号

放置自動車等の保管について

次の放置自動車等について、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年宇治市条例第30号）第12条第4項の規定により市において保管したので、同条第5項の規定により告示します。

令和4年6月13日

宇治市長 松村 淳子

車種	ヤマハ ビーノ
塗色	赤色
自動車登録番号等 （車台番号）	京都市CA9516 (5AU-022107)
放置場所	宇治市五ヶ庄北ノ庄3番地87地先 (五ヶ庄159号線)
保管日	令和4年6月1日
引取期限	令和4年12月1日

（揭示済）

公告

宇治市公告第28号

世界の恒久平和を祈願する「平和の鐘－祈り－」の吹鳴について

原爆被災者及び戦争犠牲者の冥福を祈り、世界の恒久平和を祈願する黙とうを捧げるため、次のとおり「平和の鐘－祈り－」を吹鳴します。

令和4年6月24日

宇治市長 松村 淳子

1 吹鳴日時

6月23日	正午	沖繩慰霊の日
8月6日	正午	広島被爆の日
8月9日	午前11時2分	長崎被爆の時
8月15日	正午	終戦の日

2 吹鳴要領

平和の鐘－祈り－のスイングベル及びカリヨンを吹鳴する。

教育委員会

宇治市教育委員会告示第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和4年6月9日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和4年6月10日 午後6時00分

- 開会場所 宇治市役所501会議室
- 付議事項 1 会議録署名委員の指名について  
2 会期について  
3 報告  
4 専決事項の報告について  
5 宇治市図書館規則の一部を改正する規則を制定する  
について

(揭示済)

宇治市図書館規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年6月10日

宇治市教育委員会  
教育長 岸本 文子

#### 宇治市教育委員会規則第7号

宇治市図書館規則の一部を改正する規則

宇治市図書館規則（昭和59年宇治市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項本文中「いずれか」を「いずれか（前条第3号に掲げるサービスを受ける場合にあつては、第4条第2項第1号に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

## 公 営 企 業

#### 宇治市上下水道事業公告第15号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和4年5月23日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和4年6月24日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第501号 株式会社キンライサー

#### 宇治市上下水道事業公告第16号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和4年5月12日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和4年6月24日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第502号 株式会社松井設備工業

#### 宇治市上下水道事業公告第17号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和4年5月13日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和4年6月24日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第503号 中尾電気商会

#### 宇治市上下水道事業公告第18号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定

により、令和4年5月18日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和4年6月24日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第504号 太成工業株式会社

#### 宇治市上下水道事業公告第19号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和4年5月30日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和4年6月24日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第505号 有限会社信栄

